

在日外国人の
参政権を考える会・福井
ニュース No. 8

発行：1992. 9. 30

代表：嶋田千恵子

福井市西方1-2-11

〔定住外国人地方参政権訴訟〕

定住外国人への参政権付与は憲法違反…**た**が…

…立法の裁量の余地は否定していない**(かナア…?)**

憲法違反だが、厳密に問われると…**(わからんナア)**

〔9/11 第五回口頭弁論・国側代理人〕



9月11日(金)午後1時15分から【定住外国人に地方参政権を求める訴訟…①選挙人名簿不登録の違法確認 ②損害賠償要求】の第五回口頭弁論が開かれました。

冒頭、弁護団が被告・国側に「9月11日付・準備書面(三)中、『憲法上、外国人には選挙権が認められていない』とあるのは、定住外国人に選挙権を認めよという訴えは憲法違反という趣旨か」と質問。

国側はいったん「その通り」と答えながらも、弁護団の「それでは公職選挙法の附則3.との関係はどうなるのか(※注)」との質問にしばし、沈黙。

やおら立ち上がると「……厳密な意味での憲法違反ということではない……、……憲法が認めていないのは事実であるが、憲法違反かどうかは別である……」とボソボソと返事。すかさず、弁護団が「準備書面に憲法違反と書いてあるではないか」と追及。被告・国側代理人は困惑しきって、腕組みし、またも沈黙。

そして、今度は「憲法違反だが、立法の裁量の余地を否定するものではない」と、しどろもどろで二転三転。裁判長が見るに見兼ねて「もういいでしょう」「もうわかりました」などと不当な助け船。結局「回答を次回まで留保する」としました。

被告・国側の憲法解釈のいかげんさに傍聴席からも失笑とともに「はっきりしろ」などとヤジがとびかいました。

このあと、裁判長が「原告らは、定住外国人、在日韓国人、あるいは旧植民地出身者のいずれの立場での、訴訟原告であるのか」と質問。これに対して、弁護団は「原告らはそのいずれでもあり、原告らは原告にとどまらず、〔原告ら〕という社会的実態であり、そうした立場からの訴訟である」と回答しました。

その後、裁判長ら3名は、今後について〔合議する〕として、一旦、退廷したあと、審理を次回へ続回するとなりました。

※注. 1950年4月15日に制定された公職選挙法に附則3として、【戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は当分の間、停止する】という条文があります。これは「戸籍法の適用を受けない者」=(定住)外国人=旧植民地出身者の選挙権、被選挙権を奪う条文ですが、この附則3をあえて、つくらなければならなかったのは、逆に考えれば、憲法で(定住)外国人=旧植民地出身者の選挙権、被選挙権を否定できなかつたから、と考えるのが妥当であり、弁護団の「公職選挙法の附則3. との関係はどうなるのか」との質問は、「憲法上、外国人には選挙権が認められていない」とする被告・国側の主張に根拠がないことを指摘するものだったのです。

自治体/住民は国家/国民の従属物か?!

【国家あつての国民】とする被告・国側の主張の危なさを見抜こう!!

公判後、県民会館で開かれた報告集会で、弁護団から被告・国側らの9月11日付・準備書面(三)の内容とそれに対する反論についての説明がありました。

被告・国側の主張

- ①選挙人名簿の登録は選挙を手續上、適正かつ合理的に行なうためのものにすぎず行政処分ではない。従つて、〔選挙人名簿不登録の違法確認〕は行政訴訟の対象とはならない。(――→いわゆる入り口論であり、門前払いを求めている)
 - ②憲法で保障されている選挙権は、一定の資格を有する国民にのみ認められる国法上の権利である。国民主権の原理からも、選挙権は日本国民のみを対象としている。参政権はその人が属する国の政治に参加する権利であり、帰化していない以上、他国への参政権がないというのは当然である。
 - ③法の下での平等(憲法14条1項)は、合理的な根拠①に基づけば、別異の取り扱いをすることも許される。
 - ④地方における政治的意思決定は、地方公共団体が国の多くの事務を処理していることなど、国と不可分の関係にある。また、国会議員と地方公共団体の長・議員の選挙権も密接不可分であり、これを別に取り扱うことはできない。
 - ⑤「住民」とは「国民」を前提とした上で、全体としての「国民」に対する部分としての「住民」である。従つて、地方参政権を日本国民に限定するのは当然である。
- 以上から、選挙権は憲法上、外国人には認められていない。

原告・弁護側の主張

①原告らは【無名抗告訴訟】という訴訟形態をとっている。これは行政訴訟法3条に定める〔処分取消しの訴え・裁決の取消しの訴え・不作為の違法確認の訴え〕以外の抗告訴訟をいうのであり、必ずしも「行政処分に対する不服の訴訟」に限定されるものではない。憲法上の基本権が侵害されていることに対して、その侵害の排除、基本権の実現を求めている憲法訴訟である以上、いたずらに訴訟要件を制限的に解して、本案審理を回避することは許されない。

→ 門前払いをするな! ということ。

②国と地方公共団体との関係は、それぞれ独立体であることがすでに法学上からも通説となっており、地方公共団体が国の従属物かのような主張は時代錯誤。

③住民とは、実態はもちろん、概念としても「国民」の一部などではなく、〔すべての居住者〕である。

④法の下での平等(憲法14条1項)原則に、差別が許されるなら、それを認める立法の存在が必要。(そうした事実はない)

⑤(定住)外国人の選挙権が憲法上認められていないのなら、公職選挙法93条2項そのものが憲法違反となる。(2ページ参照)

⑥被告・国側は地方自治法11・18条、公職選挙法9条2項・21条1項で、原告らから選挙権を奪っている状態を継続させているが、それらの法条の合憲性を基礎づける立法事実を明らかにせよ。

★ 裁判長は次回、結審を狙っている!!

公判後、弁護団から「猪瀬裁判長は今回、審理打ち切り=結審を狙っていたが、被告・国側代理人の思わぬ混乱で、結審を宣言できず、続回にせざるを得なかった」との判断が示され、こうした裁判長の訴訟指揮を許さず、証人の採用を勝ち取り、在日韓国・朝鮮人への差別政策の実態を明らかにしていきたいとの決意が述べられました。

ない、のしだたし団い雄な判主慌いの目出 検判裁局の佐訴た
 気が、判使よ「りよのる裁ま、いを張ててだをし代 検判裁局の佐訴た
 が実百檢い「と「う「う「の「同判また「をててあ。通し理の交官訴訟(定十一
 し態審交よ「と「問「問「の「問「の「は「は「福「う。「書「と「側「お「備「い「あ「は「十
 た。をあ流う。するのれは打ちもを答前にに苦慮「し「俊「も「裁「書「も「い「提
 。かっ。な「容「を「ト「う「い「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「
 一「民「大「変「な「小「氣
 見利なと
 たよと
 うと

*傍聴席から
 十一日福井地裁で開かれ
 た(定住)外国人代理人代表の
 訴訟(定住)外国人代理人代表の
 佐々木知子代表と休表の
 の代わって、検察官は務
 が、森本充名古屋は
 局長、部長、所長、現
 局の訴訟官、裁判官、現
 裁判官、検察官、現
 検察官、検察官、現
 検察官、検察官、現

(T)

李英和氏(在日党)
傍聴席に!



この日、大阪で先の参議院選挙に立候補するなど国政への参政権を求めて、活発に運動を続けている在日党の李英和氏と李明さんが支援に駆けつけてくれました。報告集会で、李英和氏は、参議院選挙活動での手応えを通じて、今後もどんどん在日党から立候補者を出し、定住外国人への参政権を獲得していきたい。福井の活動とも連携して、より大きな動きになるよう頑張りたいと述べると共に、11月に行なわれる京都市長選挙に、アメリカ人が在日党公認で立候補することを報告してくれました。

★署名 1 万 名 突 破!

公判後、〔福井地裁・猪瀬裁判長に審理を尽くすことを求める署名〕の第三次分として622名分を民事事務局に提出しました。

これで、2月12日 5325名分、4月27日 4566名分と併せて、10513名分の署名を提出したことになり、当初の目標数であった1万名を突破しました。

口頭での陳述を認めない猪瀬裁判長に、公正な裁判を要求する署名を裁判所に突きつけよう、と始めた署名活動でしたが、小さな市民グループがどこまでできるか不安もありました。それが県内及び全国の差別を許さず、共生社会をつくろうとする多くの人々のご協力・ご支援のおかげで、目標数を達成することができました。

裁判はいまなお、〔門前払い〕の予断を許さない厳しいものがありますが、署名に寄せられた期待を力に、事実審理の実現にむけて頑張りたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

今回は、

11月20日(金)

午前10時半からです。

傍聴
を!

総 会

11月1日(日)

午後2時から

県労働福祉会館
開 催

遅れていた『考える会』の総会を
11月1日(日)午後2時から、
福井県労働福祉会館5F

(福井市宝永2-1-24. 県庁公館前)で開催します。

この裁判の性格上、総会はたんに会員だけの、また福井の集まりではすまない重みを持ち、総会の成功の有無は今後の活動に大きく影響します。

また、裁判が次回(11月20日)で、事実審理を行なわないまま、結審とされる恐れがあるなかでの総会です。裁判長の結審策動をこの裁判に注目し、支援する人々の結集で打ち破りましょう。(今からスケジュールの調整！)

- ・総会は午後2時から4時迄の予定です。
- ・総会后には会費3000円で、交流会を予定しています。
- ・ゲストスピーカーとして、李英和氏(決定)のほか数人と交渉中です。総会・交流会には会員以外の方も自由に参加できます。お友達、お知合いを誘って、ご参加ください。

裁判長の結審策動阻止！！

事実審理を要請するハガキの集中を！！

前記の第5回口頭弁論の裁判報告の中にもあるように、福井地裁・猪瀬裁判長は次回(11月20日)で、審理打ち切り=結審を狙っています。

こうした裁判長の訴訟指揮に対して、どう対応するか、事務局で検討した結果、署名に引き続き、事実審理を求めるより多くの声をぶつけようとなりました。

それで、今回は事実審理を要請する特大ハガキ(B4)を会員及び署名を送っていた個人・グループ・団体に事務局より送付し、みなさんの声を直接、裁判長にぶつけていただくことをお願いすることになり、いま、印刷などその準備にかかっています。事務局では一枚一枚送付する予定ですがグループ・団体で各ネットワークへ配布するなどまとめて取り扱っていただける所がありましたら、事前にご連絡ください。(事務局 ☎ 0776-61-3238 李龍海)

ヒッグス・アラン訴訟
大阪高裁
敗訴判決

7月31日、大阪高裁は国政参政権を求めて裁判をおこなっていた在日イギリス人、ヒッグス・アラン氏に対して、『参政権(国政)は、国の政治に参加し、国家意思の形成に参画する国民固有の権利であり、日本国民にのみ与えられるものであり、定住外国人に参政権を付与すべきことが憲法上の要請とはいえない』と、申立てを棄却する判決を言い渡しました。

ヒッグス・アラン氏はこれを不服とし、直ちに最高裁に上告しました。

8.23
在日韓国・朝鮮人の戦後補償を
求める全国キャンペーン
福井集会、開催

先の侵略戦争で、日本は数多くの朝鮮人・台湾人を日本人として戦場に送り出すと共に、労働力として酷使しました。しかし、戦後、日本政府はこれらの人々に対して、「日本国籍がない」として一切の補償を拒否しています。

こうした日本政府の不当な対応に抗議し、実態を広く世論に訴えようと〔在日の戦後補を求める会〕が結成され、その行動の一つとして、7月19日から8月9日にかけて大阪から東京に向けて、全国キャンペーンの行進が行なわれるとともに、各地で集会が開かれました。そうした動きのひとつとして、8月23日福井市の県教育センターで集会を開きました。集会では、ビデオ『忘れられた皇軍』を上映するとともに、全国キャンペーンの行進に参加したソン・スギル氏(大阪)が行進の様子を交えて、戦後補償に対する問題提起を行ないました。

広がる
参政権獲得運動

定住外国人に参政権を求める運動は、すでに大阪(2件)と福井で訴訟という形で始まっていますが、先の参議院選挙では大阪の李英和氏の「立候補宣言・選挙運動」が行なわれ11月には京都市長選挙に在日米国人の出馬が予定されているなど具体的な動きが広がっています。また、10月17日には東京で、参政権をめぐるシンポジウムが開催されます。『会』へも参加要請があり、事務局の李龍海氏が参加します。

この他、事務局には全国の市民グループや団体から、問い合わせや活動のレポートを依頼する電話がよくかかってきます。

最近のものとしては、『地域闘争10月号(京都ロシナンテ社)』、『ほるもん文化第3号(新幹社)』、『差別と闘う文化会議11月号』に活動報告が掲載されていますので、ご一読ください。

参政権を求める運動は着実に広がっています。差別のない共生社会が実現するようこれらがより大きな動きになっていくよう私達も全国の仲間とともに頑張ろうではありませんか。

拝啓 時下ますます貴府のこととお祈りを申し上げます。
 先日は 外国人の参事権を考へる会の資料をお送りいただき、誠に
 ありがとうございます。また、早速拝読していただきました。その内容の濃さ
 と、主眼の切実さから、心から共感いたしました。
 ところで、私の夫は在日三世の朝鮮人です。やはり市民としての権利
 の何一つとなく、一程 約束されているのに、日本国民としての義務、特に
 納税の義務が、厳しく課せられていることに疑問を感じ、過去3年、
 市民税を納付しておられません。この件について、何故市民税の納付を
 拒否するの、納付義務と外国人に課しているとの根拠は何の、説明
 を求め、当局（京都市南区役所主税課）と何度も話し合いましたが、
 いずれも「法律で定められている、の一点だけで、具体的には何の、
 説明もしていません。本人一人で行政時に知人のドイツ人から電話一
 に行った場合では、当局の対応と、電話での説明との差が、ある（後者の場合は、
 より対応がソフトです）と、不満と不信を増すことになりました。
 納付を拒否することについて、法務大臣あてに、内容証明郵便でその
 真意を伝え、義務を課すことについての根拠の説明と、求める手紙を送り
 ました。3ヶ月近くたつた、現在でも、回答はありません。この行動は
 夫と私も、充分納得するところまで、続けないと、ある程度記録が
 必要で、時点を何らかの形で発表したいと考えています。
 貴会の活動は私たちに大きな助けとなり、ありがとうございました。今後
 も何らかの形で交流を続けたいと思います。どうぞよろしくお願いし
 ます。また、先日は、資料代金として郵便切手1,000円分
 をお送りします。皆様のご活躍を期待しております。本当にありがとう
 ございました。

敬具

★「義務はあっても権利はない」在日外国人に対する差別、それを当たり前として
 いる行政に対して、闘っていらっしやる京都の笠井弘子さんから、ご丁寧なお手
 紙をいただいています。

大事な問題提起であり、みんなで共有したいと考え、笠井さんにはお断りして
 いませんが、ここに掲載させていただきます。（笠井さん、ご連絡がかりましたら申し訳ありません）

在日外国人に高齢者福祉手当

敦賀市会が陳情採択

市実施の方向で検討

国民年金制度で高齢福祉年金の対象外となっている七十歳以上の在日韓国人らの救済を求めた陳情について敦賀市議会は二十四日の本会議で、全会一致で同陳情を採択した。同市は今後、実施の方向で検討する見通し。厚生省年金課の調べによると、七十歳以上の在日外国人に対しては、一九七五年からの高知市を始め静岡清水市や大阪府高槻市、神戸市、今年度から静岡、大阪、大阪府池田各市、東京都葛飾区で高齢者福祉手当などのかたちで支給されているが、県内ではまだ実施したところはなく、敦賀市の取り組みが目ざれる。

実現すれば県内初めて

陳情したのは、在日韓国人部(許曉秀団長、一九八〇)で、それまで除外されていた在日韓国人(民団)と異なり、異文化支二王の国民年金法の改正に在日外国人のうち六十歳

未満の人たちに高齢福祉年金の適用が認められたが、六十歳以上の人たちは対象外とされた。このため、その後、十年を経過し、七十歳以上の高齢者となった人

たちの境遇はいっそう不安定になっていくとして市独自の高齢者福祉手当の支給を求めている。

敦賀市に住む七十歳以上の外国人は五二八八人(韓国籍三十七人、朝鮮民主主義人民共和国籍二十人、米国籍一人)。高齢福祉年金の支給額は、現在月額約三万円。敦賀市では、高齢者福祉手当を支給している清水市の月額七千円、静岡市の一万円など他市の例を参考に実施時期や支給額などを検討することになりそう。

民団県敦賀支部では「行政の谷間で泣いていた人たちに救済の手が差し出されることになった意義は大きい。県内での陳情は敦賀市が最初であり、引き続き他市でも同様の救済の道が開かれるよう陳情の運動を広げていきたい」と話している。

編集後記

9月23日、最高裁は『もんじゅ訴訟』の原告適格について〔住民が直接重大な被害を受けるかどうかは〜原子炉と居住地との距離関係を中心に社会通念に照らして合理的に決めるべきだ〕として、原告に制限をつけていた福井地裁・東京高裁判決を破棄し、審理を福井地裁に差し戻した。

原発がもたらす被害は、地球規模であるにもかかわらず、訴えができる範囲を原発周辺20km以内に限定するなどということは、その実態を無視した非常識なものであり、破棄されて当然。原告・弁護団の健闘に敬意を表したい。

この判決の趣旨を、〔定住外国人の地方参政権〕に置き換えれば、〔自治体の政治が定住外国人を含む住民の生活に直接、重大な影響がある以上、参政権の有無は社会通念に照らして合理的に決めるべきであり、定住外国人に参政権が必要であることは明らか〕とはならないか。

しかし、事実審理に入る前の、原告適格をめぐる7年の裁判はあまりにも長すぎる。